

# 小国町男女共同参画計画

～多様な価値観を認め合い誰もが活躍できる白い森の国おぐに～



令和8年4月改訂  
山形県小国町

～ 目次 ～

第1章	計画の策定にあたって	・・・2～3
	第1節 計画策定の趣旨	
	第2節 計画の期間	
	第3節 計画の位置付け	
第2章	小国町の現状及び課題	・・・4～6
	第1節 人口の現状	
	第2節 審議会等委員に占める女性の割合	
	第3節 アンケート調査による結果	
第3章	計画の基本理念及び目標、施策	・・・7～11
	第1節 基本理念	
	第2節 基本目標	
	第3節 施策の展開	
第4章	計画の推進について	・・・12
	第1節 推進体制	
	第2節 計画の進行管理	

## **第1章 計画の策定にあたって**

---

### **第1節 計画策定の趣旨**

平成11年(1999)に公布、施行された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」とされています。

また、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するため、社会のあらゆる分野において、国、地方公共団体及び国民が男女共同参画の取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

さらに、国連が掲げる持続可能な開発目標(SDGs)を達成するためには、女性も男性も様々な分野で活躍できる持続可能な社会づくりが喫緊の課題となっています。

小国町(以下「本町」という。)においても、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、地域に関わる多様な人財が能力を発揮し、安心して活躍できる男女共同参画社会を実現するため、令和3年3月に小国町男女共同参画計画(以下「本計画」という。)を策定し、取り組みを進めてきました。このたび、その計画期間が終了することから、これまでの取り組みを検証するとともに改めて内容を精査し改訂するものです。

### **第2節 計画の期間**

本計画の期間は、令和8年度(2026)から令和12年度(2030)までの5年間とします。ただし、社会状況の変化に応じて見直しを行うものとします。

### **第3節 計画の位置付け**

本計画は男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づいて策定するものであり、本町における男女共同参画を推進するための計画になります。また、本計画の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)」第2条第3項に基づく市町村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」第6条第2項に基づく市町村推進計画に位置付けるものとし、第6次小国町総合計画及び第3期小国町地域創生総合戦略、その他関連計画との整合性を図りながら男女共同参画を推進します。

## 【本計画の位置付け】



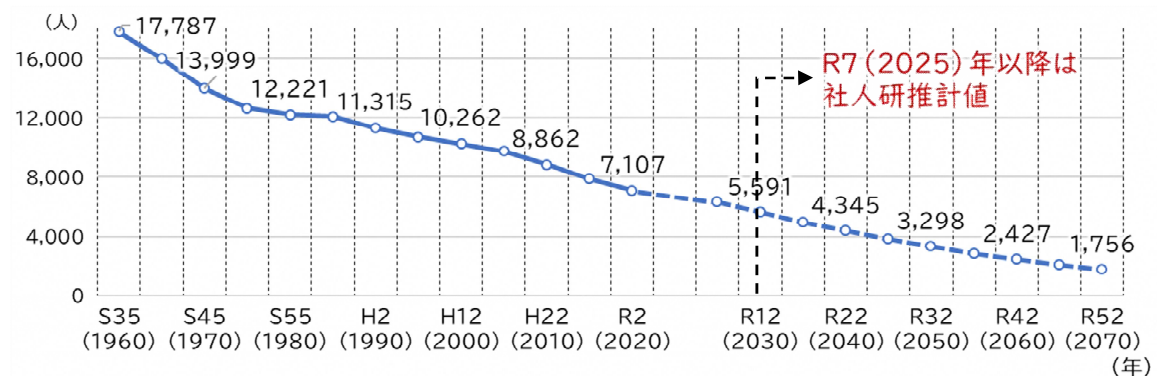
## 第2章 小国町の現状及び課題

### 第1節 人口の現状

本町の人口は、昭和30年(1955)には18,366人と2万人近くまで増加しましたが、その後は減少に転じ、平成17年(2005)には9,742人と1万人を割り込みました。令和2(2020)年における本町の総人口は7,107人となっており、一貫して減少し続けています。将来人口の推計では、令和22(2040)年には4,345人、令和32(2050)年には3,298人と、令和2(2020)年の総人口の半分以下にまで減少すると推計されています。

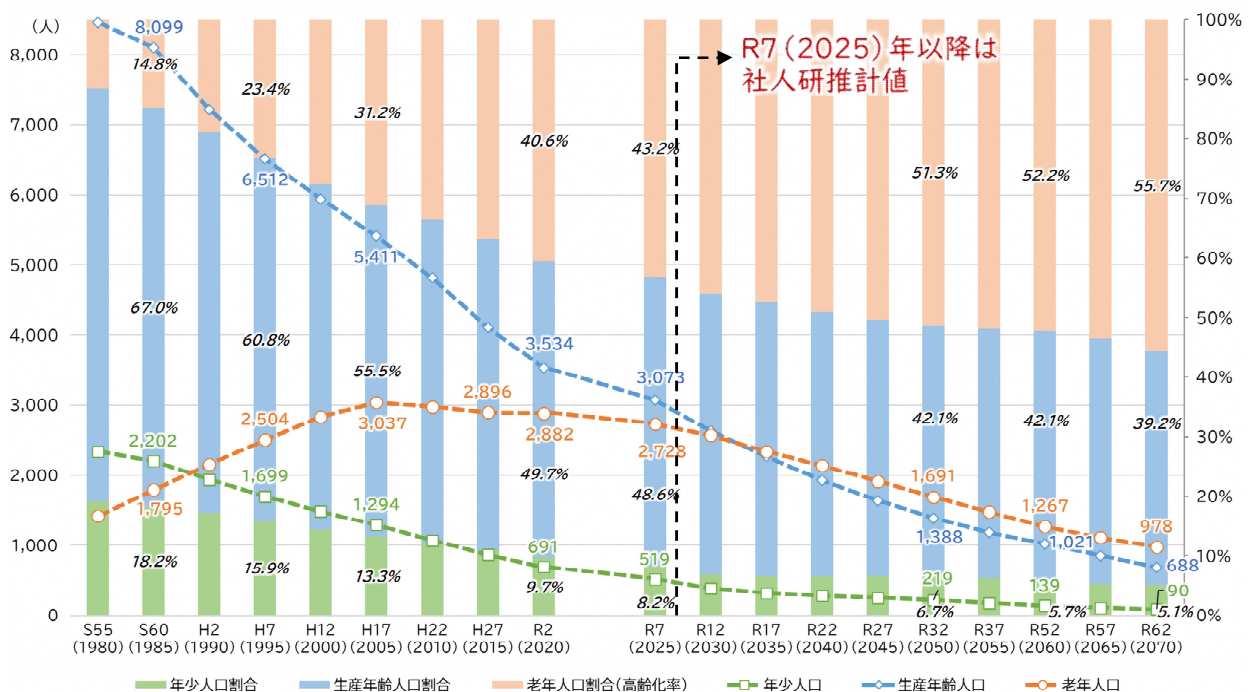
また、令和2(2020)年における本町の高齢化率は40.6%であり、年々上昇し続けると推計されています。令和32(2050)年には高齢化率が51.3%と、半数以上の町民が65歳以上になると推計されています。

#### ■本町の総人口の推移



出典:国勢調査・社人研資料

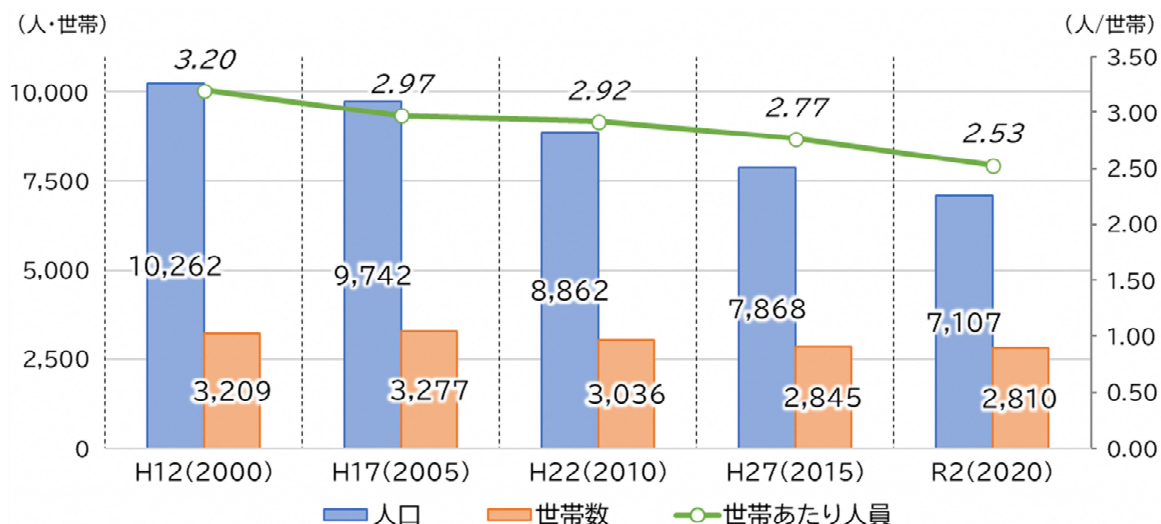
#### ■本町の人口及び年齢3区分別人口の推移



出典:国勢調査・社人研資料

世帯数についても、減少傾向にあります。世帯数を平成12(2000)年と令和2(2020)年で比較すると、約12%減少しておりますが、人口は約30%減少しているため、世帯人員も減少しています。

### ■人口・世帯数の推移



出典：小国町「数字で見る小国町」

## 第2節 審議会等委員に占める女性割合

令和7年4月時点の本町における地方自治法に基づく審議会等委員の総数は115人で、うち29人が女性となっています。女性の占める割合は25.2%で、山形県の50.0%、県内市町村全体の26.6%と比較して低い割合となっています。今後、町の行政運営に女性の意見を反映し、多様な地域社会を実現していくためにも、女性の参画拡大に取り組むことが重要となります。

## 第3節 アンケート調査による結果

令和7年度に実施した第6次小国町総合計画策定に係るアンケート調査の中で、子育て世代を対象としたアンケートで「小国町内での子育てイベントや地域活動への参加状況」を聞いたところ、「頻繁に参加している」「ときどき参加している」と答えた割合が、男性73.7%、女性46.0%と男性の方が1.5倍以上高くなっており、地域活動への女性の参画を促す取り組みが必要と考えられます。

さらに、高校生を対象としたアンケートで小国町での将来の居住意向を聞いたところ、「町内で就職等し、ずっと町で暮らしたい」「進学や就職等で転出しても、将来は戻りたい」と答えた割合が、男子生徒34.6%に対し女子生徒17.2%と半数以下に留まっており、女子生徒が町に残りたい、戻りたいと思えるような環境づくりが重要であることがわかります。

## 第3章 計画の基本理念及び目標、施策

### 第1節 基本理念

本計画における基本理念を次のように掲げます。

～多様な価値観を認め合い誰もが活躍できる白い森の国おぐに～

本町は、地域に住む一人一人の人権が尊重され、価値観を認め合い、性別にかかわらず、女性も男性も自らの個性を発揮しながら、ともに責任を担い、活躍し、安心して暮らすことができる町を目指します。

### 第2節 基本目標

本計画における基本目標を次のように定めます。

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

基本目標2 いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり

基本目標3 男女がともに安心・安全に暮らせるまちづくり

### 第3節 施策の展開

#### 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画社会を実現するためには地域に住む一人一人が男女共同参画について理解していくことが必要になります。このことから男女共同参画に対する理解の向上を図るため、町の広報やホームページ等で情報の提供や啓発活動に取り組みます。さらに、男女共同参画に関する研修会の開催を通して、自分事として捉え、考えることができる機会づくりに取り組みます。また、学校等における男女共同参画を推進するために、国や県等と連携しながら多様な学習機会を提供します。

#### 取り組み1 男女共同参画に関する情報の提供や啓発活動の推進

	施策名	取組内容	主な担当課
1	広報等による男女共同参画に関する情報提供	国や県等から提供される男女共同参画に関する情報を町のホームページや広報等で周知します。	総務企画課
2	男女共同参画に関する研修会等の開催	男女共同参画に関する研修会を開催します。また、男女共同参画に関して県や男女共同参画センターが主催するセミナーへの参加促進を図ります。	総務企画課

#### 数値目標

取組指数	令和7年度現状値	令和12年度目標値
広報等による男女共同参画に関する情報提供	1回	3回
男女共同参画に関する研修会等の開催	0回	1回

### 取り組み2 学校や家庭における男女共同参画の推進

	施策名	取組内容	主な担当課
1	学校における男女共同参画教育の推進	県や男女共同参画センターが公表している男女共同参画に関するパンフレット等の資料を活用した教育を推進します。	教育振興課
2	家庭における男女共同参画の推進	男性の家事や育児、介護参加に関する啓発活動を行うとともに、県や男女共同参画センターの事業や研修会について広報等で周知します。	総務企画課 健康福祉課

### 取り組み3 人権問題に関する情報の提供や啓発活動の推進

	施策名	取組内容	主な担当課
1	広報等による情報提供	国や県等から提供される人権問題に関する情報を町のホームページや広報等で周知します。	総務企画課 町民税務課
2	人権問題に関する研修会等の開催	人権問題に関して県等が主催するセミナーへの参加促進を図ります。また、町において、人権問題に関する研修会を開催します。	町民税務課
3	人権擁護委員との連携	人権擁護委員と連携して人権問題に関する啓発活動を推進します。	町民税務課

#### 数値目標

取組指数	令和7年度現状値	令和12年度目標値
広報等による人権問題に関する情報提供	0回	1回
人権問題に関する研修会等の開催	0回	1回

## 基本目標2 いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり

多様性のある地域づくりを進めるため、政策・方針決定過程における女性の参画拡大に取り組みます。また、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取り組みの強化を図ります。本町においては、製造業を中心とした中核企業が地域の経済を牽引してきたことから、こういった企業とも連携しながら、男女共同参画社会の実現に取り組んでいきます。

### 取り組み1 方針決定過程における男女共同参画の推進

	施策名	取組内容	主な担当課
1	審議会における男女共同参画の推進	方針決定過程への女性参画の拡大を図り、多様な意見を反映し活力ある地域社会を実現するために、審議会への女性登用を推進します。	全課
2	企業等における男女共同参画の推進	地域の中ですべての人が活躍できるように企業等における女性参画の拡大を働きかけます。	全課

## 数値目標

取組指数	令和 7 年度現状値	令和 12 年度目標値
審議会における女性登用率	25.2%	30%
町内における「やまがたイクボス同盟」加盟企業数	3 件	5 件

## 取り組み 2 ワークライフバランスの推進

	施策名	取組内容	主な担当課
1	広報等におけるワークライフバランスに関する情報提供	適切な仕事と生活の両立が実現でき、男女がともに家事や育児を担えるようにワークライフバランスに関する情報を町の広報等で周知します。	総務企画課 健康福祉課 産業振興課
2	働きやすい職場環境の整備	男女共同参画の視点に立った環境づくりを推進します。また、企業等におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のため、関係法令や各種制度について情報提供を行います。	総務企画課 産業振興課

## 数値目標

取組指数	令和 7 年度現状値	令和 12 年度目標値
広報等におけるワークライフバランスに関する情報提供	1 回	2 回
町内における「やまがたスマイル企業」認定数	2 件	5 件

## 基本目標 3 男女がともに安心・安全に暮らせるまちづくり

生涯を通じた健康づくりを支援するとともに、障がい者や高齢者も安心して暮らすことができるように福祉サービスの充実を図ります。また、子どもや女性、高齢者に対する暴力を防ぐために、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）防止に対する啓発活動に取り組むとともに、あらゆる暴力を防止・根絶する仕組みづくりを推進します。さらに、現在、様々な自然災害が頻発しており、女性の視点を取り入れながら地域防災に対応していくことが必要になっていることから、男女がともに安全に暮らせるまちづくりを進めていきます。

## 取り組み 1 生涯を通じた健康づくり

	施策名	取組内容	主な担当課
1	生涯を通じた健康支援	男女がともに健康で活躍し続けるためにライフステージに合わせた健康支援を行います。	教育振興課 健康福祉課
2	妊娠、出産、育児に関する支援の充実	子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるため、妊婦健診の費用助成や出産支援金等を支給します。	健康福祉課
3	地域包括ケアの推進	保健や医療、福祉、介護が連携した地域包括ケアを推進するため、医療確保や各種検診、健康教室を実施します。	健康福祉課 町立病院

数値目標

取組指数	令和 7 年度現状値	令和 12 年度目標値
子宮がん検診受診率	20.4%	21%

取り組み2 DV 防止対策の推進

	施策名	取組内容	主な担当課
1	広報等における DV 防止に関する情報提供	DV 防止に関する情報を町のホームページや広報等で周知します。また、国や県をはじめ、関係機関と連携しながら DV 防止の啓発活動に取り組みます。	総務企画課 町民税務課 健康福祉課
2	DV 防止に関する相談支援の充実	DV 防止に関する相談支援の充実に努めます。また、関係機関との連携により、DV 防止に取り組みます。	総務企画課 町民税務課 健康福祉課

数値目標

取組指数	令和 7 年度現状値	令和 12 年度目標値
広報等における DV 防止に関する情報提供	0回	1回

取り組み3 地域防災活動における男女共同参画の推進

	施策名	取組内容	主な担当課
1	地域防災活動における男女共同参画の推進	地域の防災力を高めるために、地域防災会議等において、女性の視点を活かした防災への取り組みを推進します。	総務企画課 町民税務課
2	広報等における地域防災に関する情報提供	地域防災に関する情報を町のホームページや広報等で周知します。また、国や県をはじめ、関係機関と連携しながら防災知識の普及啓発を図ります。	総務企画課 町民税務課

数値目標

取組指数	令和 7 年度現状値	令和 12 年度目標値
広報等における地域防災に関する情報提供	1回	2回

## 第4章 計画の推進について

### 第1節 推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内に推進本部を立ち上げ、総務企画課を中心として庁内各部署との連携を図るとともに、町民や企業、地域と協力しながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

#### 1 町民、地域、企業等との連携

男女共同参画社会の実現は、町民や企業、関係機関、NPO 等による自発的な活動が不可欠であることから、このような地域社会における活動に対して協力や支援を行いながら、町の広報等を通じて、幅広い主体の参加を目指します。

#### 2 庁内各部署等における連携

推進本部を中心に、庁内各部署が連携して男女共同参画に関する施策を推進していきます。また、国や県、周辺市町村との連携や調整を図りながら様々な取り組みを進めていきます。

### 第2節 計画の進行管理

計画における施策の評価や検証については、町民や有識者等で構成される推進委員会を設置して施策の評価や検証を行い、課題を整理することにより新たな事業へ繋げていきます。

